



## 飼い主の皆さん、犬は適正に管理しましょう

当所管内で、飼い犬などが人に危害を加えたり、動物を殺傷する事故が発生しています。

動物の飼い主は、動物の命を預かるとともに、社会や地域に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

「長野県動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた飼い主の遵守事項を守り、犬による事故が起こらないよう適正に管理してください。

### 【犬の飼い主の遵守事項】

- 人の生命・身体又は財産に危害を加えるおそれがない方法で、飼い犬は常に(自宅※、散歩中など)係留(つなぎとめること)する。
- 適正な方法で飼い犬のしつけを行い、特に飼い主の制止に従うよう訓練する。
- 住居の出入口、その他人の見やすい箇所に飼い犬がいる旨の標示をする。

### 【飼い犬が人を咬むなど危害を加えた場合】

- 飼い犬を収容し、被害の拡大を防いでください。
- 保健所に連絡し、「飼い犬咬傷事故届出書」を必ず提出してください。
- 被害者に必ず医療機関を受診するよう依頼し、犬の狂犬病予防注射歴を伝えてください。

### 【飼い犬が行方不明の場合】

- 保健所、警察、お住まいの市町村に連絡してください。
- 人や動物に攻撃的な犬の場合は、御近所に危険であることを伝えてください。

※自宅であって、柵等で囲われ犬が逃走するおそれのない場合は除く。

確かな暮らしが営まれる美しい信州  
～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

伊那保健福祉事務所(保健所)食品・生活衛生課  
(課長) 小野 充志 (担当) 杉 詩乃  
電 話 : 0265-76-6840 (直通)  
F A X : 0265-76-6886  
E-mail inaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp